

## 令和3年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和3年6月18日(金) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願  
議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(7名)

1番 鈴木好彦君	2番 上村正朗君
3番 富樫雅男君	4番 稲葉久美子君
5番 鈴木いせ子君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員(1名)  
佐藤重陽君
- 7 傍聴議員(6名)

菅井晋一君	高田晃君	小杉武仁君
姫路敏君	大滝国吉君	山田勉君
- 8 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 9 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 10 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	大滝 慈光君
同課収納対策室長	鈴木 涉君
市民課長	八藤後 茂樹君
環境課長	瀬 賀 豪君
同課生活環境室長	本間 研二君
同課環境政策室長	細野 弘明君
保健医療課長	信田 和子君
同課国保室長	林 洋一君
介護高齢課長	大滝 きくみ君
同課高齢者支援室長	山田 美和子君
同課高齢者支援室副参事	渋谷 直人君
同課地域包括支援センター長	田中 加代子君
同課介護保険室長	高橋 洋一君
同課介護保険室副参事	近藤 知子君
福祉課長	木村 静子君
同課福祉政策室長	石田 浩二君
こども課長	中村 豊昭君
同課子育て政策室長	高橋 朗君

同課子育て支援室長

山田昌実君

11 議会事務局職員

局長 長谷部 俊一  
書記 菅井 洋子

(午前 9時58分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第2号について請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査後に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(長谷川 孝君)請願者((一社)全国年金受給者団体連合会村上年金協会 会長 中村永大氏、事務局長 長谷川ヨリ子氏)を入室させる。

上村 正朗 保健医療課長も同席されるのか、これは。

長谷川委員長 いえ、しない。

上村 正朗 ちょっと質疑とかの関係で同席お願いできればと思うけれども、いかがだろうか。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川委員長 皆さん、どうする。来てもらおうか。

委員長(長谷川 孝君)暫時休憩を宣する。

(午前10時01分)

委員長(長谷川 孝君)再開を宣する。

(午前10時05分)

**日程第1** 請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願を議題として、紹介議員(佐藤重陽君)から補足説明を受けた後、請願者((一社)全国年金受給者団体連合会村上年金協会 会長 中村永大氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

佐藤 重陽 おはようございます。このたびは後期高齢者の人間ドック助成を求める請願の紹介議員ということで立たせていただいた。この問題については議会においても過去に取り上げてきた議員の方々がおられるし、また今ほど委員長からもあったように委員会でも過去に慎重な審議を進めて、理解をいただいている案件だというふうに私思っている。今日は請願者のほうからもお気持ちを聞いていただいて、皆様のより以上のご理解と行政の実効性をもった支援をお願いしたいなというふうに考えている。以上である。

委員長(長谷川 孝君)暫時休憩を宣する。

(午前10時07分)

---

委員長（長谷川 孝君）再開を宣する。

（午前10時28分）

（審査）

長谷川委員長 これから審査に入る。初めに、自由討議を行う。自由討議はないか。

（自由討議）

鈴木いせ子 ドックについては後期高齢者でもう大事なことのだけれども、一生懸命保健医療課からPRしているのだけれども、私はそのPRの割にはあまり受けていない人が多いのではないかなと思うので、これを機会に高齢者の皆様にもこの1万円をご利用していただいて受けてもらう、受診率を上げるのは大変いいことだと思う。

鈴木 好彦 自由討議なるものを初めて行うので、どういう立場でどういうお話をすればいいか、なかなか戸惑っているところなのだけれども、先ほど課長にお聞きしたところ、着々と準備ができ、環境を整えつつあるという形をお聞きしている。平均寿命をきちりやはり延ばすためにもこの制度というのは重要ではないかなと思うので、1万円、まだまだ不服ではあるけれども、まずはスタートアップというラインでは1万円、妥当かと思うので、ぜひこれを進めたいなというふうに私自身は思っている。

上村 正朗 私も請願事項、後期高齢者の人間ドック費用に1万円の助成を実施してくださいというのに賛成である。この間、市役所の企画財政課の職員からちょっと統計的な話を聞く機会があって、何と村上市の男性の平均寿命が新潟県内で最下位だという話を聞いた。人間ドック助成がないからだというふうにはもちろん考えないけれども、男性の平均寿命が30市町村中30位というのは、これはいかななものかなと思うので、やはりそこを、寿命が長ければいいというわけではないが、もちろん健康寿命というのはあるけれども、その点から考えても、この1万円というのはまず必ずここから、ここはまず実現すべきだなというふうに思う。以上だ。

鈴木 一之 今いただいた請願に関しても私も賛成であるし、これから超高齢化社会が本当に来る世の中になっているし、村上市もその中でやっぱりみんな今まで高齢者の方々も一生懸命村上市の基礎づくりとか、基盤づくりに貢献された皆様である。こういうところ、環境づくりとか、皆さんが健康づくりに対して参加しやすいようなやっぱり環境づくりというのもこのたびの1万円助成、これからの問題に対してもそういう環境を行政自らの中でつくっていただきながら、皆さんが本当にお医者さん要らず、健康で本当にいかれる、これからの世の中を健康寿命を延伸するためにも、ぜひともこの問題に対しては私どもも襟を正しながら、協力させていただければと思っている。

稲葉久美子 私も来年になると後期高齢者に該当するのだけれども、そういうことをもってこの提案されるまでは本当にちょっとのんきに気なしだった、本当。今提案されてみて、本当に国保から引き続いてやれないのかなというのを不思議に思ったし、このまま継続してやられるべきだというふうに思っている。そして、先ほどもいせ子さんから話が出たけれども、市報の案内見たときに、ぱっとそういうのが頭に入らないのかな、目に入らないという状態がちょっと弱いかなというふうに思うので、そこら辺もすぐ改善してもらって、国保のまんま後期高齢でも受けられるようにやっぱりすべきだと思うし、要望したいと思う。お願いする。

長谷川委員長 ほかにないか。ないね。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川委員長 私も言っているの。確かに私どもも常任委員会、私が一番長くいるのではないかと  
思うけれども、国民健康保険からそのはざま、つまり後期高齢者にいくときにこう  
いうような問題があるというのを私もはっきり言って初めて分かったというような  
状況だ。後期高齢の連合とかに行くと、やはり今現在22の人間ドック、それも村上  
市がやっている保健事業と介護事業を合わせたような健康づくりとか、そういうの  
も非常に増えている。その一番先の村上市が先端を切ったということもあるけれど  
も、それも相当な勢いで今、後期高齢者の事業として受け継がれてきている。だけ  
れども、人間ドックに関しては実際村上市がなかったということが初めて分かった  
という段階なのだけれども、ぜひとも先ほど皆さんが言われたように健康の寿命の  
維持のために人間ドックの1万円費用、つまり六千幾ら、それは変更はあるのだろ  
うけれども、そのほか村上市が持ち出しになるかもしれないのだけれども、それ  
でも人間ドックのやっぱり費用というのは、今の高齢者にとっては一つの救いになる  
のではないかというふうに思うので、ぜひともやっていただければというふうに思  
っている。以上だ。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑・自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願  
第2号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

委員長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時36分)

委員長(長谷川 孝君) 再開を宣する。

(午前10時44分)

**日程第2** 議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と  
し、担当課長(税務課長 大滝慈光君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

税務 課長 おはようございます。それでは、議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改  
正する条例制定についてご説明を申し上げます。改正条文を御覧いただきたいと思う。  
国民健康保険税の減免については、条例第14条に規定されているわけだけれども、  
減免申請書は納期限前7日までに提出しなければならないと規定されている。国民  
健康保険法第59条に該当する被保険者、いわゆる少年院ほかこれに準ずる施設に収  
容された者、または刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁された者  
については国民健康保険の給付は受けないけれども、資格が喪失されないために国保  
税が課税されることとなる。そういった方々の申請期限、減免申請書を納期限7日  
前というのは実質困難である。ついては、今般刑期を終えて、収容されている施設  
等を所出後においても申請することができるように、条文のところ、ただし書  
だけれども、申請期限を市長が指定する期日までというふうに規定をして、所出

後も要はいつでも対応できるようにということで規定をするものである。説明は以上だ。

(質 疑)

- 上村 正朗 ちょっとお聞かせいただきたいと思う。少年院等に入所されていた方についての規定だと思うのだけれども、減免を受けるのだけれども、減免した分の保険税というのはどこが負担することになるのだろうか。
- 収納対策室長 では、今ほどの件、お答えいたす。負担するということであるけれども、まず国保税のほうの納付については、そもそも入所中であるので、そちらのほうは納税はない状態ということになっているし、あと給付のほうを見ても、結局国保のほうを使っている医療のほうはかかっていないので、そちらのほうの負担もないという状況である。以上だ。よろしいだろうか。
- 上村 正朗 そうすると、コロナの特例のときみたいに減免した分を国が見るとかということではなくて、そもそも他方で医療費とかも見ているので、減免すればそれでどこも負担する必要ないよという、そういうスキーム、考え方だということだろうか。
- 収納対策室長 今委員おっしゃったとおりのことである。
- 鈴木 好彦 市長が指定する期日までにということだけれども、市側としてはそういう状態を把握していなければいけないと思うのだが、それは制度上どういう形で市は把握するのだろうか。
- 税務 課長 実際のところ今刑に服されている方がどこに何年とかというのは分からない。情報がないので、これは例えば出所して、市に相談があったときに、ではいつ出られたのであれば、日にちをこの日に申請をした、例えば今日6月18日相談が来た、それで6月の二十何日に、来週相談が来たというときには6月21日の日付にして、令和2年度分からの国保税遡って適用させるというふうになる。なので、対象者の情報は市では把握できていない。あくまでも市に相談があって、これが動く。
- 鈴木 好彦 そのときに、今後の支払いについての様々なパターンがあると思うのだけれども、それは支払う市民の状況に応じてフレキシブルに対応するという理解でよろしいだろうか。
- 税務 課長 そのとおりである。
- 上村 正朗 すみません、国保税の関連なのだけれども、コロナの特例でいろんな減免とかされる場合あると思うのだけれども、何で見たのかは分からないけれども、令和2年度までは全額国庫負担でコロナの特例で減免したようなものが、国庫負担だったと思うのだけれども、今年度から全額国庫ではなくて、自治体負担も出るみたいな話があったかと思うのだけれども、その辺いろいろ分野あると思うが、取りあえずこの分野の国保税のコロナの関係の減免のところのちょっと教えていただければと思うが。
- 税務 課長 国から通知があって、事務連絡があって、当初10分の2という財政支援であったのだけれども、今般10分の4が来るということで連絡があった。以上だ。
- 上村 正朗 令和2年度は10分の10だったわけだね。
- 税務 課長 そうだ。
- 上村 正朗 それが10分の4しか国からは来ないで、10分の6は村上市がかぶる、かぶるといっか、負担することになるわけだね。どうなのだろうか。
- 税務 課長 おっしゃるとおりだ。

上村 正朗 副市長にお願いなのかもしれないけれども、今は国保税のコロナの特例の関係でそういう国と市の負担割合が変わったと思うのだけれども、それ何か説明受け、何か議会で説明受けたちょっと私が記憶がないのかあれなのかも分からないけれども、その辺で今までは10分の10国から来ていたのが10分の4しか来ない、国保の傷病手当金だと負担割合が違うのかもしれないけれども、それによって村上市の財政にどれだけ負担があるかみたいなものというのは、そんなにはボリューム的には大きくないのかもしれないけれども、全体としてどのくらい、負担割合が変わることによって市に対する財政の影響があるのかみたいなのは、全体のをちょっと教えて、ここでは、今ではなくてもいいのだけれども、数字が出るものであれば、というか出ると思うのだけれども、教えていただければと思うけれども、いかがだろうか。

副市長 委員会としてどう扱っていただけるのかということもあろうかと思うので、相談させていただく形でよろしいだろうか。

長谷川委員長 今すぐではなくてもいいよね。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川委員長 分かった。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第51号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 おはようございます。議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、予算の規模を80億900万円とするものである。歳入のほうだが、7P、8Pを御覧ください。9款繰越金、1項1目繰越金の説明欄1、前年度繰越金であるが、2,600万円を追加いたしました。次に、歳出だ。9P、10Pを御覧ください。6款諸支出金、1項3目償還金、説明欄1、国庫支出金等返還金2,600万円の追加であるが、令和2年度事業費確定による返還金になる。内容といたして、令和2年度に交付を受けた40歳から64歳までの2号被保険者の医療保険加入者に係る介護保険料について、令和2年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金への交付金の返還を行うものである。説明は以上だ。よろしく願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第57号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午前10時57分)